

中華人民共和国に対し人権侵害問題に関する説明責任を果たすよう働きかけることを求める意見書

中華人民共和国（以下「中国」という。）政府が、新疆ウイグル自治区で少数民族ウイグル族に対して行っている大規模な弾圧に対して国際社会からの非難が強まっている。

米国国務省は2020年版の年次国別人権報告書でジェノサイド（民族大量虐殺）との認識を示し、人道に対する犯罪と中国政府を非難した。また、米国連邦議会の中国問題に関する同年の年次報告書によると、新疆ウイグル自治区では2017年頃から弾圧が強まり、約180万人が強制的に施設に収容され、拷問や強制労働を受けていると指摘している。英国のBBCをはじめとする国際メディアは、新疆ウイグル自治区でウイグル人が強制収容所に収容され、拷問や強姦を受けるとともに、民族浄化のために不妊手術を強制されている実態を報道している。

2020年10月には、人権問題を扱う国連総会第3委員会において、日本や欧米諸国など39カ国が中国に対して懸念を示して非人道的な拘束をやめるよう求める共同声明を出しており、今年6月13日に英国で開かれた先進7カ国首脳会議（G7サミット）においては、新疆ウイグル自治区での「人権や基本的自由」を尊重するよう中国に求めるG7首脳声明が採択されたが、これらの国際社会からの声明や勧告に対して中国政府は態度を改めていない。

人権や基本的自由は、いかなる政治体制においても尊重されるべきものであり、中国は透明性をもって説明し、国際社会に対して説明責任を果たすべきである。よって、本市議会は日本政府が国際社会と連携して中国に説明責任を果たすよう、強く働きかけることを要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月29日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
内閣官房長官

茅ヶ崎市議会